

豊川市監査公表第20号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和6年5月30日

豊川市監査委員	井	田	哲	明
同	鈴	木	篤	男
同	柴	田	訓	成

【別紙】

定例監査の結果に基づく措置通知書

(子ども健康部子育て支援課)

監査実施期間 令和5年12月18日から
令和6年 1月23日まで

豊川市監査公表第16号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>1 児童発達相談センター使用料の収納現金について、豊川市出納員及び分任出納員に任命されていない職員が現金の保管事務を行っていた。このため、現金の保管事務について、法令等に則した適正な事務に改善されたい。</p>	<p>(改善事項)</p> <p>1 児童発達相談センター使用料の収納現金の取扱いについて、現金の保管責任者を令和6年4月1日付けで分任出納員として任命し、法令等に則した適正な事務に改善した。</p>

(注) 上記の措置状況は、令和6年5月29日現在のものである。